慶弔見舞金規程

（目的）

第１条

この規程は、従業員及びその家族への慶弔金及び見舞金について定めたものである。

（種類）

第２条

慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

①　結婚祝金

②　出産祝金

③　弔慰金

④　傷病見舞金

⑤　災害見舞金

⑥　その他の慶弔見舞金

（慶弔見舞金の支給申請）

第３条

１　慶弔見舞金の支給申請は、速やかに所定の様式に必要事項を記入し、所属長に提出するものとする。

２　前項の届出を怠った場合は、その届出を怠ったことにより従業員が不利益または損失を被ることがあっても、会社はその責任を負わない。

（受給資格）

第４条

この規定の適用は、勤続６ヶ月以上のものに適用する。

（結婚祝い金）

第５条

従業員が結婚した場合には、次の通りの結婚祝い金を支給する。

１　勤続３年未満 　　　　　　円

２　勤続３年以上　　　　 　　円

３　勤続５年以上 　　　　　　円

４　再婚の場合は、支給しない

５　結婚の当事者双方が従業員である場合は規定額をそれぞれに支給する。

（出産祝い金）

第６条

従業員またはその配偶者が子女を出産した場合は次の通り出産祝い金を贈与する。ただし夫婦共従業員の場合はどちらか一方に支給する。

出生児1人につき 　　円

死産または1週間以内に死亡したときは、支給しない。

（業務上の事由による死亡弔慰金等）

第７条

１　従業員が業務上の災害により死亡した場合は、死亡弔慰金として次の通り遺族に支給する。

①　勤続３年未満 　　　　　　　円

②　勤続３年以上５年未満 　 円

③　勤続５年以上 　　　　　　　円

２　通勤災害についても、前項を適用する。

３　葬祭にあたり前項の規程の他香典ならびに供花、供物を支給する。

①　香典 　　　円

②　供花・供物（会社名） 　　　基

４　第1項の弔慰金は、事由発生後1ヶ月以内に支給する。

（業務外の事由による死亡弔慰金）

第８条

１　従業員が業務外の傷病により死亡した場合は、業務上の死亡支給額の半額の弔慰金を遺族に支給する。

２　葬祭にあたり前項の規定の他香典・供物を支給する。

①　香典 　　　円

②　供花・供物（会社名） 　　基

（家族死亡弔慰金）

第９条

従業員の家族が死亡した場合は、次の通り弔慰金を支給する。

①　配偶者 　　　円

②　子女 　　　円

③　父母 　　　円

④　配偶者父母 　　　円

（業務上の事由による傷病見舞金）

第１０条

従業員が業務上の傷病のため医師が休業を要すると認めた場合は、次の通り見舞金を支給する。

①休業２週間以上 　　　円

②休業１ヶ月以上 　　　円

③休業３ヶ月以上 　　　円

（業務外の事由による傷病見舞金）

第１１条

従業員が私傷病により療養のため１ヵ月以上休業することが医師の診断により明らかとなった場合は、次により見舞金を支給する。

①　勤続３年未満 　　　　　　　　円

②　勤続３年以上５年未満 　 　 円

③　勤続５年以上 　　　　　　　　円

（災害見舞金）

第１２条

従業員が天災･地災・その他不慮の災害により、住居に損害を被った場合は次の通り災害見舞金を支給する。

①　全焼・全壊・全流失 円

②　半焼・半壊・半流失 円

（その他の慶弔見舞金）

前各号に定めのないもので状況により支給の必要がある場合は、会社がその都度定めるものとする。

（付則）

この規則は、令和○年　○月　○日から施行する。